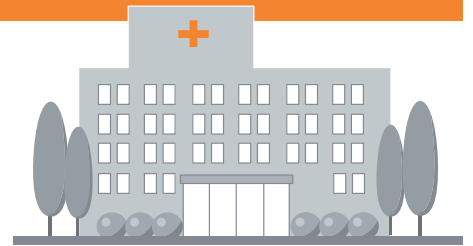


# 10月1日から小児救急診療体制を一部変更します

現在、湖北地域では、休日や夜間の小児救急診療を「市立長浜病院」と「長浜赤十字病院」が当番制で行っています。

**10月1日以降、水曜日の当番病院が「市立長浜病院」から「長浜赤十字病院」に変更になります。**



## 小児救急診療当番表 \*10月1日~

### ■市立長浜病院 (☎68-2300)

曜日	日	月	火	水	木	金	土
昼間	☆待機 A	通常診療					●当番
夜間	—	●当番	□待機 C			●当番	

### ■長浜赤十字病院 (☎63-2111)

曜日	日	月	火	水	木	金	土
昼間	●当番	通常診療					○待機 B
夜間	●当番	△待機 D	●当番			—	

●当番 当番制による当番日で、小児科医が当直診療します。

☆待機 A 当番日ではありませんが小児科医が待機し、診療します。8時30分~12時

□待機 C 当番日ではありませんが小児科医が待機し、診療します。17時15分~21時

※平日が祝日等になるときは、昼間も当番病院が担当です。

○待機 B 当番日ではありませんが小児科医が待機し、診療します。13時~19時

△待機 D 当番日ではありませんが小児科医が待機し、診療します。17時~21時

### 軽症の場合は 長浜米原休日急患診療所へ

日曜・祝日・年末年始(12月30日~1月3日)の9時~18時は、長浜米原休日急患診療所(長浜市宮司町1181-2 ☎65-1525)が小児科・内科の診療を行っています。軽症の場合は、こちらを利用してください。



### 夜間・土曜日にも適切な受診をお願いします

救急診療は、休日や夜間に急激に病状が悪化した場合などに利用いただくものです。軽症での救急受診や緊急でない問い合わせが多くなると、小児科医に過重な負担がかかり、小児救急診療体制をこのまま維持していくのが難しくなります。

生命の危険がある人が適切に治療を受けられるよう、みなさんのご協力をお願いします。

問 市健康づくり課(山東庁舎) ☎ 55-8105 FAX 55-2406

# 看護職員届出制度が始まります

看護師等の人材確保の促進に関する法律が改正され、看護職が離職時等にナースセンターへ届出を行う制度が10月1日(木)から始まります。届出は個人で登録、または離職時の就業先を通して行うことが可能です。

ナースセンターでは、届出を行った看護職の人のそれぞれの状況にあった相談対応や情報提供等の支援を行います。

- 対象**
- ・病院、施設などを離職した人
  - ・保健師助産師看護師法に規定する業務に従事しなくなった人や、直ちに従事する見込みがない人

- 届出**
- ・滋賀県ナースセンターにお越しいただくか、下記ウェブサイトから登録



問 滋賀県ナースセンター 〒525-0032 滋賀県草津市大路2丁目11番51号  
☎077-564-9494 URL <http://www.shiga-kango.jp/publics/index/162/>